

茨城工業高等専門学校規則等の基準区分に関する規則

〔平成8年11月1日〕
制 定

(目的)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）における校内規則の区分及び制定改廃（以下「制定」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(区分)

第2条 本校で制定する校内規則の区分は、学則、規則（基準を含む。以下同じ。）、規程、細則及び要項とする。

(学則)

第3条 学則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条に規程する事項について、校長が運営会議を経て定めるものとする。

2 前項で定めたものは、教員会議において報告するものとする。

(規則)

第4条 規則は、本校の管理運営に関する重要事項について、校長が定めるものとする。

(規程)

第5条 規程は、学則若しくは規則又は関係法令に基づき、校長が定めるものとする。

2 規程の制定に当たっては、必要に応じ関係の各種委員会の議に付するものとする。

(細則)

第6条 細則は、学則若しくは規則又は規程を実施するため、必要事項について、校長が定めるものとする。

(要項)

第7条 要項は、学則若しくは規則又は規程等に定めのない事務運営等に必要な事項について、校長が定めるものとする。

(整理番号)

第8条 校内規則には、その区分ごとに一連番号を付するものとする。

2 前項の番号は、年度ごとに更新するものとする。

(周知)

第9条 校内規則を制定したときは、校内に周知するものとする。

(要領等)

第10条 第2条に定める校内規則のほか、必要に応じて要領、内規、申合せ、その他の例規を定めることができる。

(その他)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年3月11日から施行し、平成13年6月21日から適用する。